

# 令和6年 [一般質問] 2月定例会

令和6年第1回沖縄県議会2月定例会の一般質問

令和6年2月28日(水)

令和6年2月28日(水)第1回沖縄県議会(2月定例会)の一般質問(二日目)に沖縄・自民党より仲里全孝議員が2番手に立ちます。以下の質問項目を事前通告いたしました。

令和6年1月16日に企業局導水管(石川浄水場～西原浄水場間)で漏水が確認されたとあるが、下記のとおり企業局長の考え方を伺う。

- (1) 事故の調査内容を伺う。
- (2) 漏水の原因は何か伺う。
- (3) 配管施設の耐用年数を伺う。
- (4) 再発防止策について伺う。

県庁地下2階の駐車場で昨年が発生した事故を受け、泡消火剤の漏出時の緊急対応指針と緊急対応マニュアルを策定したとあるが、下記のとおり知事の考え方を伺う。

- (1) 昨年、駐車場で起きたPFASを含む泡消火剤の流出事故については、対応は完了しているのか、状況を伺う。
- (2) 緊急対応マニュアルに、血中濃度試験の対応は含んでいるか伺う。
- (3) 緊急対応マニュアルに、企業局(飲料水・工業用水)の対応は含んでいるか伺う。

(4) 緊急対応マニュアルに、農業用水(農薬散布含む)の対応は含んでいるか伺う。

(5) 土壌試験の進捗状況を伺う。

玉城デニー知事は、2022年の知事選で学校給食費無償化を公約として掲げた。市町村からは、公約に基づき県財源で給食費無償化を早期に実現するよう要望が相次いでいるが、下記のとおり知事の考え方を伺う。

- (1) 2026年度から全小中学校の給食費完全無償化を目指すとあるが、進捗状況を伺う。
- (2) 財源確保について内容を伺う。
- (3) 各市町村ごとの給食費無償化の取組状況について伺う。

## 我が党の代表質問との関連について

### 一般質問を終えて

一般質問開始前に、私の地元金武町屋嘉区となりの、うるま市石川地区で、自衛隊基地反対などに関する横断幕が掲げられており、訓練施設の計画は、予定地であるうるま市東山の、地元住民の理解を得ることが大前提であると考えていることを伝え申し上げ、一般質問を行いました。

各質問では、我が党関連について

1. さった台風8号について本部港のバースの破損に関する復旧作業の進捗について、地元のニーズにできてない印象である。1日も早い本部町長との面談、事業説明を行うとの答弁をいただいた。

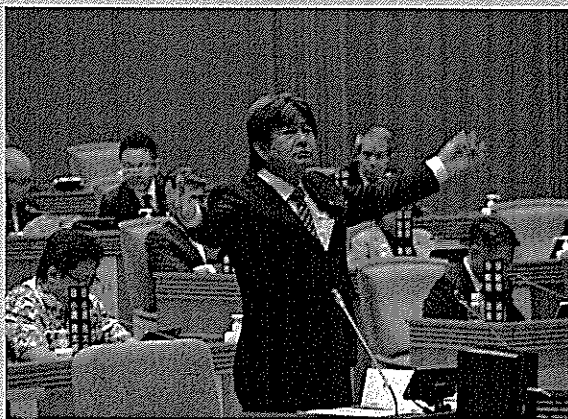
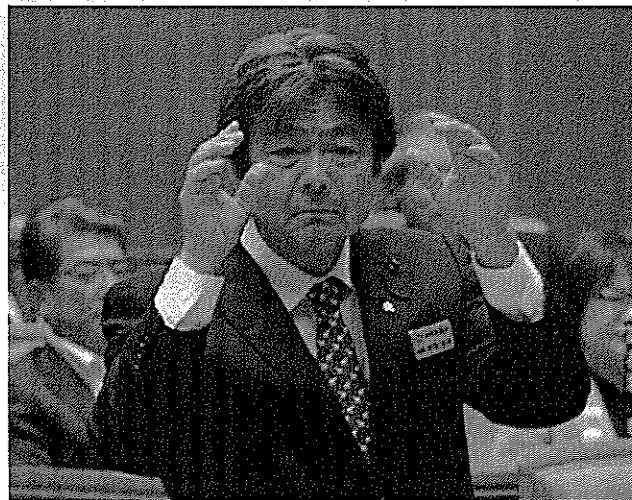
2. 1型糖尿病の公的助成金について25歳まで拡充へ、前向きな答弁をいただいた。

3. 伊是名、伊平屋架橋について、令和7年の採択に向けて取り組んでいる。令和6年度中に調査の結果を出す方向で進めている答弁をいただいた。

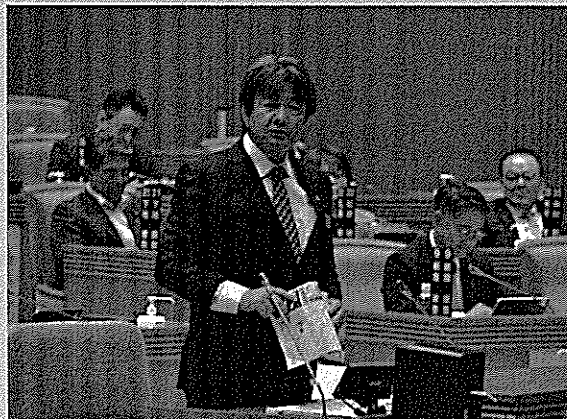
4. 令和6年1月16日に企業局導水管(石川浄水場-西原浄水間)で漏水が確認されたとある。耐用年数こえの配管が261キロも

あり、既設配管取り替えについて財源確保に懸念がみえた。

5. 県庁地下2階の駐車場で起きたPFOS、PFOAの漏出時の緊急対応指針と緊急対応マニュアルの策定については一定の評価はあるものの、血中濃度、企業局対応など、県庁全体の課題がみえた。



金武町字伊芸護岸整備についての集中審議の様相



本部港バース破損復旧に対しての集中審議の様相

## 広島・岩国・福岡 視察

### 2月7日、広島市サッカースタジアムの視察



平和記念公園が「平和を祈る場」としたら、平和記念公園の北側の中央公園に位置するサッカースタジアム及び広場エリアは「平和であることを喜び、楽しむ場」として整備を進められ、これまでのサッカースタジアムにない新たな魅力をもつ施設として完成したとのことでした。

なかでも、キッズルームや、感覚過敏を持つ人が安心して観戦できるセンサールームの設置には感銘を受けた。

また、隣接する公園では3万人規模の

集客や地域イベントでも活用され、素晴らしい構想でありました。

総工費約300億円で建設され、沖縄県でも同規模の施設が可能であり、県民へ夢と希望が持てることだと感じました。



## 2月8日、岩国自衛隊基地視察



米海兵隊岩国基地には、米軍と海上自衛隊が駐留しており、米軍は第一海兵航空団(司令部は沖縄)のおよそ半数と第3海兵隊兵站群の分隊が駐留しています。また、海上自衛隊は第31航空群とその他の部隊が駐留しています。

現在、岩国基地の人口は米軍人、米軍属、米軍家族、日本人従業員、自衛隊員、その他の日本人勤務者を含めておよそ1万3千人です。

現在、航空機が離着陸を繰り返す岩国基地の滑走路は、約350年前は瀬戸内海の底に沈んでいたということでした。元々海であったこの場所は、昔の日本人が何百もかけて埋め立てられたものようですが、どのように建てられたのかはほとんど語られてることないとのことでした。

C130など自衛隊との共同運営などの話もあり、日米同盟の強化が感じられました。

福岡県議会でのワンヘルスの取り組みについては、少しずつ全国的に広まっているとのブリーフィングがありました。

今回の視察を通し学んだ事を、今後の議会活動へ生かしていきたいと思ひます。

## 2月8日、視察終了後移動



令和6年第1回沖縄県議会(定例会)の3月28日の会議において  
 令和3年陳情第56号  
 伊平屋、伊是名架橋建設の早期実現に関する陳情を全会一致で採択

視察目的

- 1: 島々を結ぶ交通手段が海路に限られ、そのコストが人的・物的な移動の大きな障害となっている。島民から、伊是名・伊平屋架橋の早期実現と、空路においては伊平屋空港の早期運航が強い要望としてあげられ、このような公共交通の利便性の問題をはじめ、様々な課題を抱えている現状を理解する。
- 2: 県立診療病院の老朽化対策として、島民から移転建替の強い要望がある現状を理解する。

5月18日 伊是名村との意見交換及び現場踏査

○教育委員会

- ・ 専門職(ICT支援員、指導主事、ALT等)の住環境の整備について

○建設環境課

- ・ 仲田港及び運天港の屋根付き荷捌き施設の整備について
- ・ 焼却施設の広域化について
- ・ 道路整備費の高額配分について

○企画政策課

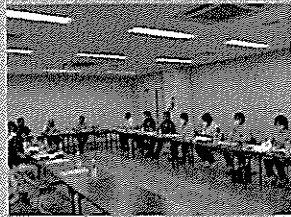
- ・ 伊平屋・伊是名架橋の早期実現について

○総務課

- ・ 沖縄県消防指令センター全体更新に関する要望について

○住民福祉課

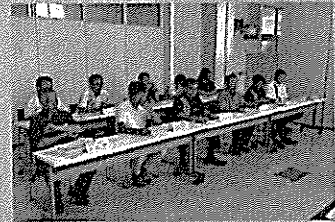
- ・ 沖縄県立北部病院付属伊是名診療所及び医師住宅並びに看護師住宅の早期実現について
- ・ 伊是名村立歯科診療所及び医師住宅の住環境整備について
- ・ 離島患者等宿泊施設建設について



5月19日 伊平屋村との意見交換及び現場踏査

○伊平屋村建設課

- ・ 伊平屋空港について
- ・ 伊是名・伊平屋架橋整備推進について
- ・ 前泊港・野甫港の機能強化及び拡充について



○伊平屋村住民課

- ・ 沖縄県立北部病院付属伊平屋診療所及び医師住宅並びに看護師住宅の高台移転について
- ・ 訪問看護等の移動に関する支援について
- ・ 焼却施設の広域化について

○伊平屋村観光課交通課

- ・ 伊平屋村ふるさと割の車輪の割引について
- ・ 観光客等の旅客切符の割引について

○伊平屋村農林水産課

- ・ アカシ海岸整備について

○伊平屋村企画課

- ・ ソフト交付金・ハード交付金の増額について

○伊平屋村教育委員会

- ・ 離島振興総合センターの建て替えについて
- ・ 学校給食費の無償化について
- ・ 沖縄県離島高校生修学支援事業補助金の補助上限の増額について

今回の視察を通して、知事が離島振興なくして沖縄の発展なしというように、離島で抱えている諸問題、交通・物価高騰対策など問題解決を目指して、沖縄県議会に生かしていきたいと思っております。



荷捌き屋根の延長要望



老朽化している加工所





充当割合: 政務活動 のみ全額充当

事務所費

家賃  
水道

4月分



# RECEIPT 領 収 書

アパート名  
Apt. No 仲田店舎前(102)  
名前  
NAME 仲里 全孝様  
DATE  
日付 5年 4月 12日

DAIEI HOUSING  
(株)大栄不動産  
269-2 KIN KINCHO  
金武町字金武  
TEL:098-9682991

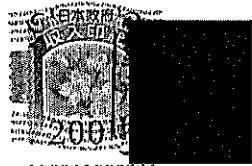
TOTAL [合計] ￥102,000-			
	明 細	金	額
1	RENT FOR 4月分家賃 [ / ~ / ]	1	00000
2	CHARGE [共 益 費]		
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]		
4	AGENCY FEE [手 数 料]		
5	TAX [消 費 税]		
6	STAMP DUTY [印 紙 代]		
7	[家賃保証代]		
8	FIRE INSURANCE [火災保険]		
9	WATER BILL [水道料金]		2000
10	PARKING BILL [駐車料金]		
11	GAS BILL [ガス料金]		
12			
13			
14			
15			
16			
17			
	TOTAL [合計]	￥	102000

充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務所費

家賃  
水道

5月分



# RECEIPT 領 収 書

アパート名 仲田店舎南102  
 Apt, No  
 名 前 仲里金孝様  
 NAME  
 DATE  
 日 付 R5年 5月 12日

**DAIEI HOUSING**  
**(株)大栄**  
 269-2 KIN  
 金武町字金  
 TEL:098-

TOTAL [合計] ¥102000-					
	明 細	金 額			
1	RENT FOR 5月分家賃 [ / ~ / ]	1	0	0	0
2	CHARGE [共 益 費]				
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]				
4	AGENCY FEE [手 数 料]				
5	TAX [消 費 税]				
6	STAMP DUTY [印 紙 代]				
7	[家賃保証代]				
8	FIRE INSURANCE [火災保険]				
9	WATER BILL 5A [水道料金]	2	0	0	0
10	PARKING BILL [駐車料金]				
11	GAS BILL [ガス料金]				
12					
13					
14					
15					
16					
17					
	TOTAL [合計]	1	0	2	0



充当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費

家賃  
水道

6月分



# RECEIPT 領収書

アパート名  
Apt. No 仲田店舗(102)  
名前  
NAME 仲里金彦様  
DATE  
日付 5年 6月 6日

DAIEI HOUSING  
(株)大栄不動産  
269-2 KIN KI  
金武町字金武  
TEL:098-968

TOTAL [合計] ¥10,200-

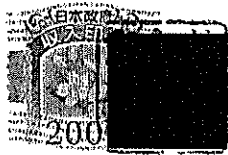
	明 細	金 額
1	RENT FOR 6月分家賃 [ / ~ / ]	10,000.00
2	CHARGE [共 益 費]	
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]	
4	AGENCY FEE [手 数 料]	
5	TAX [消 費 税]	
6	STAMP DUTY [印 紙 代]	
7	[家賃保証代]	
8	FIRE INSURANCE [火災保険]	
9	WATER BILL [水道料金]	2000
10	PARKING BILL [駐車料金]	
11	GAS BILL [ガス料金]	
12		
13		
14		
15		
16		
17		
	TOTAL [合計]	¥10,200.00

充当割合:政務活動のみ金額充当

事務所費

家賃

7月分



# RECEIPT 領収書

アパート名  
 Apt, No 伊田店舗(102)  
 名前  
 NAME 仲里 全孝様  
 DATE  
 日付 5年 7月 6日

**DAIEI HOUSING**  
**(株)大栄不動産**  
 269-2 KIN K  
 金武町字金武  
 TEL:098-96

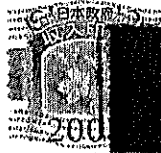
TOTAL [合計] ¥ 102,000-			
	明 細	金 額	
1	RENT FOR 7月分家賃 [ / ~ / ]	100	0000
2	CHARGE [共 益 費]		
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]		
4	AGENCY FEE [手 数 料]		
5	TAX [消 費 税]		
6	STAMP DUTY [印 紙 代]		
7	[家賃保証代]		
8	FIRE INSURANCE [火災保険]		
9	WATER BILL [水道料金]	2	000
10	PARKING BILL [駐車料金]		
11	GAS BILL [ガス料金]		
12			
13			
14			
15			
16			
17			
	<b>TOTAL [合計]</b>	¥ 102	000

充当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費

家賃  
水道

8月分



# RECEIPT 領収書

DAIEI HOUSING  
(株)大栄不動産

アパート名  
Apt. No 仲田店舗(102)

名前  
NAME 仲里 全孝 様

269-2 KIN K  
金武町字金武  
TEL:098-96

DATE  
日付 5年 8月 9日

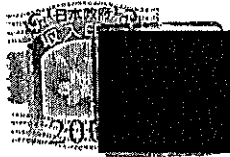
TOTAL [合計] ¥102,000-							
	明 細	金 額					
1	RENT FOR 8月分家賃 [ / ~ / ]		1	0	0	0	0
2	CHARGE [共 益 費]						
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]						
4	AGENCY FEE [手 数 料]						
5	TAX [消 費 税]						
6	STAMP DUTY [印 紙 代]						
7	[家賃保証代]						
8	FIRE INSURANCE [火災保険]						
9	WATER BILL [水道料金]			2	0	0	0
10	PARKING BILL [駐車料金]						
11	GAS BILL [ガス料金]						
12							
13							
14							
15							
16							
17							
	TOTAL [合計]	¥	1	0	2	0	0

充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務所費

家賃  
水道

9月分



# RECEIPT 領収書

アパート名 仲田店舗(102)  
Apt, No  
名前 仲里 全孝様  
NAME  
DATE 日付 5年 8月 9日

DAIEI HOUSING  
(株)大栄不動産  
269-2 KIN K  
金武町字金武  
TEL:098-96

TOTAL [合計] ¥102,000-

	明 細	金 額
1	RENT FOR 9月分家賃 [ / ~ / ]	1000000
2	CHARGE [共 益 費]	
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]	
4	AGENCY FEE [手 数 料]	
5	TAX [消 費 税]	
6	STAMP DUTY [印 紙 代]	
7	[家賃保証代]	
8	FIRE INSURANCE [火災保険]	
9	WATER BILL [水道料金]	2000
10	PARKING BILL [駐車料金]	
11	GAS BILL [ガス料金]	
12		
13		
14		
15		
16		
17		
	TOTAL [合計]	¥1020000

充当割合: 政務活動 のみ全額充当

事務所費

家賃  
水道

10月分



# RECEIPT 領収書

アパート名  
Apt. No 仲田店舗 (102)  
名前  
NAME 仲里金彦様  
DATE  
日付 5年 9月 7日

DAIEI HOUSING  
(株)大栄不動産  
269-2 KIN KI  
金武町字金武  
TEL:098-96

TOTAL [合計] ¥102000-

	明 細	金 額
1	RENT FOR 10月分家賃 [ / ~ / ]	100000
2	CHARGE [共 益 費]	
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]	
4	AGENCY FEE [手 数 料]	
5	TAX [消 費 税]	
6	STAMP DUTY [印 紙 代]	
7	[家賃保証代]	
8	FIRE INSURANCE [火災保険]	
9	WATER BILL [水道料金]	2000
10	PARKING BILL [駐車料金]	
11	GAS BILL [ガス料金]	
12		
13		
14		
15		
16		
17		
	TOTAL [合計]	¥102000

充当割合: 政務活動のみ全額充当

事務所費

家賃  
水道  
11~12 月分



# RECEIPT 領収書

アパート名  
Apt, No 仲田店舗 (102)  
名前  
NAME 仲里 全孝 様  
DATE  
日付 5年 11月 10日

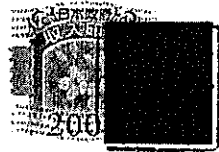
DAIEI HOUSING  
(株)大栄不動産  
269-2 KIN  
金武町字金  
TEL:098-9

TOTAL [合計] ¥204,000-								
	明 細	金 額						
1	RENT FOR 月分家賃 [ / ~ / ]							
2	CHARGE [共 益 費]							
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]							
4	AGENCY FEE [手 数 料]							
5	TAX [消 費 税]							
6	STAMP DUTY [印 紙 代]							
7	[家賃保証代]							
8	FIRE INSURANCE [火災保険]							
9	WATER BILL [水道料金]							
10	PARKING BILL [駐車料金]							
11	GAS BILL [ガス料金]							
12								
13	R5年11月、12月(2ヶ月分)家賃代り	2	0	0	0			
14	R5年11月、12月(2ヶ月分)水道代り		4	0	0			
15								
16								
17								
	TOTAL [合計]	¥	2	0	4	0	0	0

充当割合:政務活動 のみ金額充当

事務所費

家賃  
水道  
1~2月分



# RECEIPT 領 収 書

アパート名  
Apt. No 伴用店会館 102  
名前  
NAME 伴星金寿様  
DATE  
日付 R6年 / 月 9日

DAIEI HOUSING  
(株)大栄不動産  
269-2 KIN K  
金武町字金武  
TEL:098-968-2999

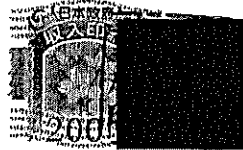
TOTAL [合計] ¥204,000-			
明	細	金	額
1	RENT FOR /月分家賃 [ / ~ / ]	1	00000
2	CHARGE [共 益 費]		
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]		
4	AGENCY FEE [手 数 料]		
5	TAX [消 費 税]		
6	STAMP DUTY [印 紙 代]		
7	[家賃保証代]		
8	FIRE INSURANCE [火災保険]		
9	WATER BILL /月 [水道料金]	2	000
10	PARKING BILL [駐車料金]		
11	GAS BILL [ガス料金]		
12	<u>2月分家賃</u>	1	00000
13	<u>2月水代</u>	2	000
14			
15			
16			
17			
TOTAL [合計]		¥	204000

充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務所費

家賃  
水道

3月分



# RECEIPT 領収書

アパート名  
Apt. No 仲田店舗(102)  
名前 仲里金彦様  
DATE  
日付 6年 3月 5日

DAIEI HOUSING  
(株)大栄不動産  
269-2 KIN K  
金武町字金武  
TEL:098-96

TOTAL [合計] ¥102,000-

	明 細	金 額
1	RENT FOR 3月分家賃 [ / ~ / ]	100,000
2	CHARGE [共 益 費]	
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]	
4	AGENCY FEE [手 数 料]	
5	TAX [消 費 税]	
6	STAMP DUTY [印 紙 代]	
7	[家賃保証代]	
8	FIRE INSURANCE [火災保険]	
9	WATER BILL [水道料金]	2,000
10	PARKING BILL [駐車料金]	
11	GAS BILL [ガス料金]	
12		
13		
14		
15		
16		
17		
	TOTAL [合計]	¥102,000



電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

仲里 全孝 様  
仲田店舗 102

電気番号		店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD	2000
42509	1	1	4	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-2509-0000-1140-0000

ご使用量 計 293 kWh

令和 5年 4月分

ご利用期間 3月10日~ 4月11日  
お支払期日 5月12日  
※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

今月検針日	4月12日	翌月検針日	5月11日	ご参考使用量(kWh)		
今回指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量	
主	8964.3	8671.8	1	293	Z268030	前月 200 前年同月 873

ご請求金額 (再エネ賦課金) 7,980 円 (再掲 1,010 円)

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 30円22銭 - 30円22銭 + 34円50銭 + 14円00銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 3円02銭 - 3円02銭 + 3円45銭 + 1円40銭

国の支援で使用量1kWhあたり低圧7円、高圧3.5円値引きしています。

沖縄電力株式会社  
お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-586-391 引継 0120-586-390  
停電・緊急 0120-586-705 (IP電話) 098-993-7777

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様

電気番号 42509- 1-1-4  
ご契約種別 従量電灯  
令和 5年 4月分

領収金額 7,980 円

料金 6,970 円  
再エネ賦課金 1,010 円

【再掲】  
消費税等相当額 725 円  
燃料費調整額 -894.88 円

ご使用量 293 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	5月12日	日 附 印
金融機関 取扱期日	5月27日	72161
コンビニ等 取扱期日	6月1日	23.4.18

沖繩電力株式会社

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

仲里 全孝 様  
仲田店舗 102

電気番号		店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD	2000
42509	1	1	4	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-2509-0000-1140-0000

ご使用量 計 253 kWh

令和 5年 5月分

ご利用期間 4月12日~ 5月10日  
お支払期日 6月12日  
※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

今月検針日	5月11日	翌月検針日	6月10日	ご参考使用量(kWh)		
今回指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量	
主	9217.1	8964.3	1	253	Z268030	前月 233 前年同月 219

ご請求金額 (再エネ賦課金) 6,305 円 (再掲 354 円)

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 30円22銭 - 30円22銭 + 14円00銭 + 14円00銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 3円02銭 - 3円02銭 + 1円40銭 + 1円40銭

国の支援で使用量1kWhあたり低圧7円、高圧3.5円値引きしています。

沖縄電力株式会社  
お問い合わせ先/コールセンター  
料金 0120-586-391 引継 0120-586-390  
停電・緊急 0120-586-705 (IP電話) 098-993-7777

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様

電気番号 42509- 1-1-4  
ご契約種別 従量電灯  
令和 5年 5月分

領収金額 6,305 円

料金 5,951 円  
再エネ賦課金 354 円

【再掲】  
消費税等相当額 573 円  
燃料費調整額 -764.08 円

ご使用量 253 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	6月12日	日 附 印
金融機関 取扱期日	6月27日	41169
コンビニ等 取扱期日	7月2日	23.5.12

沖繩電力株式会社

充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務所費

電気料

6月分

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

仲里 全孝 様  
仲田店舗 102

電気番号		店所 作業区	ご契約種別
画番号	家番号 枝 CD	400 4164	2000
42509	1 1 4		従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-2509-0000-1140-0000

ご使用量	計	270 kWh	令和 5年 6月分	ご利用期間 5月11日~ 6月9日 お支払期日 7月10日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	---

今月検針日	6月10日	翌月検針日	7月12日	ご参考使用量(kWh)
今回指示数	9487.2	前回(取付)指示数	9217.1	前月 前年同月
主				253 223

ご請求金額	7,698 円
(再エネ賦課金)	(再掲 378 円)

燃料費等調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分	当月分 翌月分
0kWh~10kWh ---円---銭 -142円48銭 + 14円00銭 + 14円00銭	
11kWh以上(1kWhにつき) ---円---銭 - 14円25銭 + 1円40銭 + 1円40銭	

国の支援で使用量1kWhあたり低圧7円、高圧3.5円値引きしています。

沖縄電力株式会社 検針員 [署名] お問い合わせ先/コールセンター 料金 0120-586-391 引越 0120-586-390  
※本票により集金員が収納することはありません。 停電・緊急 0120-586-705 (IP電話) 098-993-7777

切り取りずみ入金欄横断、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様

電気番号 42509- 1-1-4  
ご契約種別 従量電灯  
令和 5年 6月分

領収金額	7,698 円
料金	7,320 円
再エネ賦課金	378 円

【再掲】  
消費税等相当額 699 円  
燃料費等調整額 -1,406.77 円

ご使用量 270 kWh

\*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	7月10日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	7月20日	23.7.11 [印]
コンビニ等 取扱期限日	7月30日	

沖縄電力株式会社 収入印紙貼付欄

7月分

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

仲里 全孝 様  
仲田店舗 102

電気番号		店所 作業区	ご契約種別
画番号	家番号 枝 CD	400 4164	2000
42509	1 1 4		従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-2509-0000-1140-0000

ご使用量	計	328 kWh	令和 5年 7月分	ご利用期間 6月10日~ 7月11日 お支払期日 8月14日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	7月12日	翌月検針日	8月10日	ご参考使用量(kWh)
今回指示数	9815.2	前回(取付)指示数	9487.2	前月 前年同月
主				270 1,143

ご請求金額	10,375 円
(再エネ賦課金)	(再掲 459 円)

燃料費等調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分	当月分 翌月分
0kWh~10kWh -142円48銭 -160円63銭 + 14円00銭 + 14円00銭	
11kWh以上(1kWhにつき) - 14円25銭 - 16円07銭 + 1円40銭 + 1円40銭	

※使用量1kWhあたり以下のとおり値引きしております。  
<国の支援> 低圧7円、高圧3.5円  
<沖縄電気料金高騰緊急対策事業>  
低圧3円、高圧2.3円

沖縄電力株式会社 検針員 [署名] お問い合わせ先/コールセンター 0120-586-705

切り取りずみ入金欄横断、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様

電気番号 42509- 1-1-4  
ご契約種別 従量電灯  
令和 5年 7月分

領収金額	10,375 円
料金	9,916 円
再エネ賦課金	459 円

【再掲】  
消費税等相当額 943 円  
燃料費等調整額 -4,673.98 円

ご使用量 328 kWh

\*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	8月14日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	8月24日	23.7.2 [印]
コンビニ等 取扱期限日	9月3日	

沖縄電力株式会社 収入印紙貼付欄

充当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費

電気料  
8月分

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

仲里 全孝 様  
仲田店舗 102

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
42509	1	1	4	400	4164	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-2509-0000-1140-0000

ご使用量	計	366 kWh	令和 5年 8月分	ご利用期間 7月12日~ 8月14日 お支払期日 9月14日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は 延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	翌月検針日	今月指示数	前月(取付)指示数	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量	前月	前年同月
8月15日	9月11日	10181.8	9815.2	1	366	Z68030		328	265

ご請求金額 (再エネ賦課金)	11,029 円 (再掲 512 円)
-------------------	------------------------

燃料費等調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	-177円63銭	-177円63銭	+14円00銭
11kWh以上(1kWhにつき)	-17円07銭	-17円76銭	+1円40銭

沖繩電力株式会社 検針員

※使用量1kWhあたり以下のとおり値引きしております。  
 <国の支援> 低圧7円、高圧3.5円  
 <沖縄電気料金高騰緊急対策事業> 低圧3円、高圧2.3円

※本票により集金員が収納することはありません。  
 停電・緊急のお問い合わせ 0120-586-705

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様

電気番号 42509- 1-1-4  
ご契約種別 従量電灯  
令和 5年 8月分

領収金額 11,029 円

料金 10,517 円  
再エネ賦課金 512 円

【再掲】  
消費税等相当額 1,002 円  
燃料費等調整額 -5,881.55 円

ご使用量 366 kWh

\*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	9月14日	日付印	23.8.25
金融機関 取扱期末日	9月22日	印	41123
コンビニ等 取扱期末日	10月4日	印	石川

沖繩電力株式会社 収入印紙貼付欄

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

9月分

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

仲里 全孝 様  
仲田店舗 102

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
42509	1	1	4	400	4164	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-2509-0000-1140-0000

ご使用量	計	329 kWh	令和 5年 9月分	ご利用期間 8月15日~ 9月10日 お支払期日 10月11日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は 延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	---

今月検針日	翌月検針日	今月指示数	前月(取付)指示数	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量	前月	前年同月
9月11日	10月12日	10510.7	10181.8	1	329	Z68030		366	884

ご請求金額 (再エネ賦課金)	9,255 円 (再掲 460 円)
-------------------	-----------------------

燃料費等調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	-177円63銭	-138円25銭	+14円00銭
11kWh以上(1kWhにつき)	-17円76銭	-13円82銭	+1円40銭

沖繩電力株式会社 検針員

※使用量1kWhあたり以下のとおり値引きしております。  
 <国の支援> 低圧7円、高圧3.5円  
 <沖縄電気料金高騰緊急対策事業> 低圧3円、高圧2.3円

※本票により集金員が収納することはありません。  
 停電・緊急のお問い合わせ 0120-586-705

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様

電気番号 42509- 1-1-4  
ご契約種別 従量電灯  
令和 5年 9月分

領収金額 9,255 円

料金 8,795 円  
再エネ賦課金 460 円

【再掲】  
消費税等相当額 841 円  
燃料費等調整額 -5,843.07 円

ご使用量 329 kWh

\*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	10月11日	日付印	23.9.26
金融機関 取扱期末日	10月20日	印	12131
コンビニ等 取扱期末日	10月31日	印	石川

沖繩電力株式会社 収入印紙貼付欄

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください。

充当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費  
電気料

10月分

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

仲里 全孝 様  
仲田店舗 102

電気番号		店所 作業区	ご契約種別
画番号	家番号 枝 CD	400 4164	2000
42509	1 1 14		従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-2509-0000-1140-0000

ご使用量	計	349 kWh	令和 5年 10月分
ご利用期間	9月11日~	10月11日	
お支払期日		11月13日	

※支払期日経過後にお支払いの場合  
は延滞利息の適用対象となります

今月検針日	10月12日	翌月検針日	11月10日
今回指示数	10859.5	前回(取付)指示数	10510.7
乗率		使用量	349
計器番号	268030	取替前使用量	
前月	329	前年同月	431

ご請求金額 (再エネ賦課金)	11,254 円 (再掲 488 円)
-------------------	------------------------

燃料費等調整単価 再エネ賦課金単価

当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	-138円25銭	-143円98銭	+14円00銭
11kWh以上(1kWhにつき)	-13円82銭	-14円40銭	+1円40銭

※使用量1kWhあたり以下のとおり値引きしております。  
<国の支援> 低圧3.5円、高圧1.8円  
<沖縄電気料金高騰緊急対策事業>  
低圧1.5円、高圧1.2円

沖縄電力株式会社  
検針員

※本票により集金員が収納することはありません。  
停電・緊急のお問い合わせ 0120-586-705

切り取らずに金庫横開、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様

電気番号 42509- 1-1-4  
ご契約種別 従量電灯  
令和 5年10月分

領収金額	11,254 円
料金	10,766 円
再エネ賦課金	488 円

[再掲]  
消費税等相当額(10%) 1,023 円  
燃料費等調整額 -4,823.23 円

ご使用量 349 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	11月13日	日 附 印
金庫横開 取扱期日	11月21日	23.11.03
コンビニ等 取扱期日	12月3日	前

沖縄電力株式会社  
(13360001008565) 収入印紙貼付欄

11月分

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

仲里 全孝 様  
仲田店舗 102

電気番号		店所 作業区	ご契約種別
画番号	家番号 枝 CD	400 4164	2000
42509	1 1 14		従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-2509-0000-1140-0000

ご使用量	計	272 kWh	令和 5年 11月分
ご利用期間	10月12日~	11月9日	
お支払期日		12月11日	

※支払期日経過後にお支払いの場合  
は延滞利息の適用対象となります

今月検針日	11月10日	翌月検針日	12月11日
今回指示数	11131.1	前回(取付)指示数	10859.5
乗率		使用量	272
計器番号	268030	取替前使用量	
前月	349	前年同月	190

ご請求金額 (再エネ賦課金)	8,444 円 (再掲 380 円)
-------------------	-----------------------

燃料費等調整単価 再エネ賦課金単価

当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	-143円98銭	-148円53銭	+14円00銭
11kWh以上(1kWhにつき)	-14円40銭	-14円06銭	+1円40銭

※使用量1kWhあたり以下のとおり値引きしております。  
<国の支援> 低圧3.5円、高圧1.8円  
<沖縄電気料金高騰緊急対策事業>  
低圧1.5円、高圧1.2円

沖縄電力株式会社  
検針員

※本票により集金員が収納することはありません。  
停電・緊急のお問い合わせ 0120-586-705

切り取らずに金庫横開、コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様

電気番号 42509- 1-1-4  
ご契約種別 従量電灯  
令和 5年11月分

領収金額	8,444 円
料金	8,064 円
再エネ賦課金	380 円

[再掲]  
消費税等相当額(10%) 767 円  
燃料費等調整額 -3,916.78 円

ご使用量 272 kWh

※金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	12月11日	日 附 印
金庫横開 取扱期日	12月21日	23.11.16
コンビニ等 取扱期日	12月13日	前

沖縄電力株式会社  
(13360001008565) 収入印紙貼付欄

充当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費  
電気料

12月分

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

仲里 全孝 様  
仲田店舗 102

電気番号				店所 作業区		ご契約種別	
画番号	家番号	枝	CD	2000		2000	
42509	111	4	400	4164	従量電灯		

供給地点特定番号: 10-0004-2509-0000-1140-0000

ご使用量	計	244 kWh	令和 5年 12月分	ご利用期間	11月10日~12月10日
	お支払期日			1月10日	

※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

今月検針日	12月11日	翌月検針日	1月15日
今回指示数	11375.3	前回(取付)指示数	11131.1
乗率		使用量	244
計器番号	Z268030	取替前使用量	
前月	272	前年同月	189

ご請求金額	7,419 円
(再エネ賦課金)	(再掲) 341 円

燃料費等調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	-148円53銭	-148円10銭	+14円00銭 +14円00銭
11kWh以上(1kWhにつき)	-14円86銭	-14円82銭	+1円40銭 +1円40銭

沖縄電力株式会社 検針員

※使用量1kWhあたり以下のとおり値引きしております。  
 <国の支援> 低圧3.5円、高圧1.8円  
 <沖縄電気料金高騰緊急対策事業>  
 低圧1.5円、高圧1.2円

※本票により集金員が収納することはありません。  
 停電・緊急のお問い合わせ 0120-566-705

切り取らずに金融機関・コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様

電気番号 42509- 1-1-4  
 ご契約種別 従量電灯  
 令和 5年12月分

預収金額	7,419 円
料金	7,078 円
再エネ賦課金	341 円

[再掲]  
 消費税等相当額(10%) 674 円  
 燃料費等調整額 -3,625.77 円

ご使用量 244 kWh

※金額を訂正したものは、多額印のないものは無効となります。

支払期日	1月10日
金融機関取扱期限日	1月19日
コンビニ等取扱期限日	1月30日

沖縄電力株式会社 (13360001008565) 収入印紙貼付欄

切り取らずに金融機関・コンビニエンスストア等へお出しください。

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

仲里 全孝 様  
仲田店舗 102

電気番号				店所 作業区		ご契約種別	
画番号	家番号	枝	CD	2000		2000	
42509	111	4	400	4164	従量電灯		

供給地点特定番号: 10-0004-2509-0000-1140-0000

ご使用量	計	247 kWh	令和 6年 1月分	ご利用期間	12月11日~1月14日
	お支払期日			2月14日	

※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

今月検針日	1月15日	翌月検針日	2月10日
今回指示数	11622.2	前回(取付)指示数	11375.3
乗率		使用量	247
計器番号	Z268030	取替前使用量	
前月	244	前年同月	163

ご請求金額	7,525 円
(再エネ賦課金)	(再掲) 345 円

燃料費等調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	-148円10銭	-146円38銭	+14円00銭 +14円00銭
11kWh以上(1kWhにつき)	-14円82銭	-14円65銭	+1円40銭 +1円40銭

沖縄電力株式会社 検針員

※使用量1kWhあたり以下のとおり値引きしております。  
 <国の支援> 低圧3.5円、高圧1.8円  
 <沖縄電気料金高騰緊急対策事業>  
 低圧1.5円、高圧1.2円

※本票により集金員が収納することはありません。  
 停電・緊急のお問い合わせ 0120-566-705

切り取らずに金融機関・コンビニエンスストア等へお出しください。

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様

電気番号 42509- 1-1-4  
 ご契約種別 従量電灯  
 令和 6年1月分

預収金額	7,525 円
料金	7,180 円
再エネ賦課金	345 円

[再掲]  
 消費税等相当額(10%) 684 円  
 燃料費等調整額 -3,660.44 円

ご使用量 247 kWh

※金額を訂正したものは、多額印のないものは無効となります。

支払期日	2月14日
金融機関取扱期限日	2月22日
コンビニ等取扱期限日	3月5日

沖縄電力株式会社 (13360001008565) 収入印紙貼付欄

切り取らずに金融機関・コンビニエンスストア等へお出しください。

充当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費  
電気料  
2月分

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

仲里 全孝 様  
仲田店舗 102

電気番号				店所 作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD	400 4164	2000
42509	1 1	4			従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-2509-0000-1140-0000

ご使用量	計	284 kWh	令和 6年 2月分	ご利用期間 1月15日~ 2月9日 お支払期日 3月11日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	---

今月検針日	2月10日	翌月検針日	3月11日
今回指示数	11906.4	前回(取付)指示数	11622.2
乗率		使用量	284
計器番号	Z68030	取替前使用量	
前月	247	前年同月	163

ご請求金額 (再エネ賦課金)	8,765 円 (再掲 397 円)
-------------------	-----------------------

燃料費等調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	-146円38銭	-145円57銭	+14円00銭 +14円00銭
11kWh以上(1kWhにつき)	-14円65銭	-14円57銭	+1円40銭 +1円40銭

沖繩電力株式会社 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。停電・緊急のお問い合わせ 0120-586-705

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様

電気番号 42509- 1-1-4  
ご契約種別 従量電灯  
令和 6年 2月分

領収金額 8,765 円

料金 8,368 円  
再エネ賦課金 397 円

[再掲]  
消費税等相当額(10%) 796 円  
燃料費等調整額 -4,160.48 円  
課税対象額10% 8,765 円

ご使用量 284 kWh

支払期日 3月11日 日 附 印

金融機関 取扱期限日 3月21日

コンビニ等 取扱期限日 3月31日

72321  
24.2.14

沖繩電力株式会社 (T3360001008565)  
飯島印麻呂村欄前  
ファミリーマート

3月分

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

仲里 全孝 様  
仲田店舗 102

電気番号				店所 作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD	400 4164	2000
42509	1 1	4			従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-2509-0000-1140-0000

ご使用量	計	287 kWh	令和 6年 3月分	ご利用期間 2月10日~ 3月10日 お支払期日 4月10日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	--

今月検針日	3月11日	翌月検針日	4月10日
今回指示数	12193.5	前回(取付)指示数	11906.4
乗率		使用量	287
計器番号	Z68030	取替前使用量	
前月	264	前年同月	200

ご請求金額 (再エネ賦課金)	8,884 円 (再掲 401 円)
-------------------	-----------------------

燃料費等調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	-145円57銭	-148円76銭	+14円00銭 +14円00銭
11kWh以上(1kWhにつき)	-14円57銭	-14円88銭	+1円40銭 +1円40銭

沖繩電力株式会社 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。停電・緊急のお問い合わせ 0120-586-705

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様

電気番号 42509- 1-1-4  
ご契約種別 従量電灯  
令和 6年 3月分

領収金額 8,884 円

料金 8,483 円  
再エネ賦課金 401 円

[再掲]  
消費税等相当額(10%) 807 円  
燃料費等調整額 -4,181.46 円  
課税対象額10% 8,884 円

ご使用量 287 kWh

支払期日 4月10日 日 附 印

金融機関 取扱期限日 4月19日

コンビニ等 取扱期限日 4月30日

287148  
24.3.20

沖繩電力株式会社 (T3360001008565)  
飯島印麻呂村欄前  
ローソン(るま) 飯島店  
収入印紙貼付欄

# 事務所概要申告票

議員名 仲里 全孝

### 1. 物件の所在

住所	金武町字金武667番地 仲田店舗 102	
電話番号	098-968-5085	


### 2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃借借契約先 [ <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> ] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: ) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員 仲里全孝 

賃借人 氏名 XXXXXXXXXX 

住所 XXXXXXXXXX

# 事務所費充当状況申告票

議員名 仲里 全孝

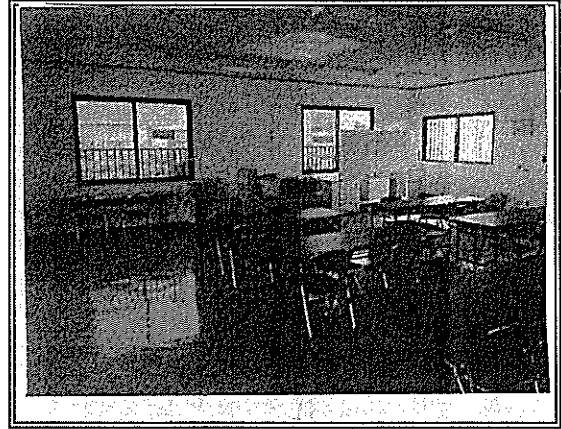
## 1. 事務所の状況

住所	金武町字金武667番地
----	-------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



## 2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

政務活動のみ使用全額充当

(関係経費)		(充当額)	
家賃(月額)	100,000 円	家賃(月額)	100,000 円
その他	(水道料) 2,000 円	その他	(水道料) 2,000 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

仲里 全孝





賃貸借契約継続（自動更新）証明書

物件名：仲田店舗 102 号室

住 所：金武町字金武 667 番地

賃借人：仲 里 全 孝 殿

令和 3 年 2 月 1 日の賃貸借契約締結後、  
自動更新により、本証明書発行日より現在  
も賃貸借契約は継続中であることを証明致  
します。

令和 5 年 4 月 13 日  
金武町字金武 269 番 2 号  
株式会社大栄不動産



事務所費

本契約の締結を証するため、本契約書を2作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保存する。  
令和3年 / 月 23日

甲・貸主	氏名	
	住所	
乙・借主	氏名	仲里金孝
	住所	金武町字伊共035番地
丙 連帯保証人	氏名	
	住所	
	TEL	
	相渡額	合計月額 (家賃、共益費、水道料、駐車場料) の11ヵ月分
丙 連帯保証人	氏名	仲里金孝
	住所	金武町字伊共035
	TEL	098-968-5085
	相渡額	合計月額 (家賃、共益費、水道料、駐車場料) の11ヵ月分

借主緊急連絡先

(氏名)	
(自宅) TEL	
(勤務先) TEL	(会社名・部署名)
(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

氏名	
住所	

管理業者	商号又は名称	株式会社大栄不動産
所在地	沖縄県国頭郡金武町字金武269番地の2	TEL 098-968-2999
貸貸仕定管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣( )第 号	
(一社) 全動貸付不動産管理業協会会員番号	※(一社)全動貸付不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当	氏名	( )
	TEL	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにシェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	氏名	
	住所	
	相渡額	合計月額 (家賃、共益費、水道料、駐車場料) の11ヵ月分
	貸主保証料	
	証書名	
	主たる事務所の所在地	
	家賃保証料	
	証券番号	
	登録番号	
	国土交通省( )第 号	

頭書(8) 更新に関する事項

--

主たる事務所 所在地 TEL 商号又は名称 代表者の氏名	A 沖縄県国頭郡金武町字金武269番地の2 098-968-2999 株式会社 大栄不動産 代表取締役 並野理志	B 主たる事務所 所在地 TEL 商号又は名称 代表者の氏名
免許証番号	沖縄県知事(2)第 4234号	免許証番号
免許年月日	平成28年9月14日	免許年月日
氏名		氏名
登録番号		登録番号
業種に該当する事務所名称	株式会社 大栄不動産	業種に該当する事務所名称
事務所所在地	沖縄県国頭郡金武町字金武269番地の2	事務所所在地
TEL	098-968-2999	TEL

※図は写印：※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている写印を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

(共益費)

第4条 乙は、階数、階下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)

(火災の賠償)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならぬ。

(保証金)

第7条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

(反社会的勢力ではないことの誓約)

第8条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を誓約する。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 三 入庫時に、乙又は送新保証人について出げた事実が重大な虚偽であったことが判明したとき
  - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
  - 五 銀行取引の停止
  - 六 破産手続の開始
  - 七 民事再生手続の開始
  - 八 会社更生手続の開始
  - 九 特別清算手続の開始
- 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- 一 第7条の項約に反する事実が判明したとき
  - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して1ヶ月間解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらなるときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の割合や租税、烟肉、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じたものとする。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができなるときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなつた場合には、これにより終了する。

(明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならぬ。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならぬ。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を致した本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならぬ。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃借債務が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の増額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を勘じ、本物件を原状回復しななければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
- 2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した遺物・敷設等を撤去するものとする。

- 六 本物件又は本物件の周辺において、若しくは租界若しくは乱暴な活動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の専断による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 階数、廊下等共用部分への落版・ポスター等の広告物の掲示
- 二 階段、廊下等共用部分への落版・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規則使用細則等を守るとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合にはその事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しななければならない。万一紛失又は盗損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となつた修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しななければならない。この場合、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れた場合には損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができ、この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うことができる。

- 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
- 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されなければ、本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は非金銭の支払義務を2ヶ月以上怠つたとき
  - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となつた修繕に要する費用の負担義務を怠つたとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されれば、本契約を解除することにより本契約を継続することが困難であると認められるに至つたときは、本契約を解除することができる。乙は、本物件を返却するに際して、甲が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を返却(2)記録の記録以外の用に供したとき
- 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき

前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする。

丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、資料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し承諾する。

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じるこの債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じるこの債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭等(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭等(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。

二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭等(9)記載の契約の締結から本物件を明け渡すまでの間の資料損害賠償金を負担しなければならない。

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭等(9)記載の契約の締結に本契約が有効に成立したものとみなす。

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故(第14条の意を含む)、又は、甲若しくは乙の責めに帰さない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害については、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(追徴)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、協議をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に關し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(福島)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項については、附帯(8)記載のとおりとする。

(立入り)

第18条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 前号甲の立入りに関して、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の借主となるときは、甲及び物件の借主とする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第19条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

一 資料等支払い方法の変更

二 頭等(6)に記載した専業業者の変更

(乙の通知義務)

第20条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき、ただし、当該行為が貸借の履行と関係が薄いと認められるときは、第8条第1項の規定に従うものとする

二 長期に休業するとき

三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更

四 連帯保証人の死亡又は解散

五 連帯保証人の財産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力が失ったとき

(元請業者)

第21条 乙は、本契約より生じる会費債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による遅滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第22条 本契約においては、頭等(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭等(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭等(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じるこの債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。

二 前号の丙の負担は、頭等(7)及び記名押印欄に記載する担保額を限度とする。

三 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする。  
ア 甲が、丙の財産について、資料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続きの開始があったときに限る。

イ 丙が破産手続を開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙(前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人)は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。

**お願い及び注意事項**

(特約事項)  
第26条

1. 本件建物の明け渡しをする時、賃貸成立当時の現状に復すること。又、賃借人が造作した一部または、全部について賃借人に対しての買取りの請求または、その他の名目の請求はできないものとする。賃借人は、造作について一切補償しない。造作破壊は許可しない。
2. 借主は退租時に敷金より、ハウスクリーニング代金をお支払いすること。又は、別れかけの電器、戸戸張替え、及び室内の模様、汚損、タバコの臭い、ヤニでの変色した場合には修繕代金及び張替代金をお支払いすること。敷金で足りない場合には、その費用は売買にてお支払いとする。
3. 本物件のコンクリート壁には穴はあけないこと。
4. 賃貸借契約期間中の雨漏りの修繕費用は貸主の負担とする
5. 店舗前の敷地内、又は階段などでのお客様の転倒又はその他事故がおきた場合には甲は一切責任を負わないこと。尚、自然災害、地震などで当該建物が倒壊し死亡者がでてても貸主は一切責任を負わないこと。
6. 入居期間中での白ありによる窓射の被害、又は盗難、天災地震、火災等が発生しても甲は乙（加入した際には証明書を提出すること。）
7. テレビアンテナは共同アンテナではない為借主に個人取付けとすること。
8. 駐車場は1台として、駐車場内での事故、盗難、天災地震、火災等が発生しても甲は一切責任を負わないものとする。
9. 本物件のペランダ内では喫煙をしてはならないこと。
10. 借主は退租時に取付けた看板を撤去して明渡しすること。

上記の特約条件を理解したうえで賃借人は記名捺印をする。

令和3年1月22日

賃借人

金武町字印基 1035番地

住所

氏名 伊中 全孝

●解約予告（明渡し予告）

1. 解約予告は少なくとも30日前にお願いいたします。
2. 解約予告をされた後、貸主及び媒介業者において、次の入居者を募集いたします。その際、貸主及び媒介業者立会いのものに、入居希望者を居室へ案内するというところもあるかと存じます。その節は何とぞ協力願いますようお願い申し上げます。

●退去時（引越）にともなう建物の明渡し及び精算

1. お預かりしております「敷金」の「精算」については、「電気」「水道」「ガス」代等の「引越し精算の領収書」を持参された後に開始いたします。
2. 引越したともなう建物の明渡しにおいては「入居時」に持込まれたもの（家財・物品等）をすべて搬出することともに建物内外のゴミの残片づけ等をきちんとして下さいます。以上が行われていない場合は、物品等の搬去についての「費用」を請求させていただきます。引越し精算が開始しないということにもなりますのでご注意ください。

●借主（入居者）の方へ

本契約書に記載されておりますように、借主としての義務と責任は大きなものです。契約されるについては、本契約書を通読の上、各条項の意味するところを充分ご理解下さい。

なお、賃料を滞納したり、禁止事項（8条）、契約解除（12条）等に違反した場合は、「契約解除」の原因となりますので、特にご注意下さい。

●連帯保証人の方へ

連帯保証人は、法律及び本契約において、借主（主たる債務者）の債務に対し、連帯してそれを履行する義務が課せられます。「債務」とは、単なる「金銭」的なものだけを指すものではなく、契約にもとづくすべての義務を意味します。従って、この貸借借に關し、借主が期間中に行った（更新の場合を含む）行程についても、連帯責任があります。

●線の受け渡し合計 本、鍵No. \_\_\_\_\_

●電気、水道、ガス等に関するお問合せ（引越し時の精算等）は下記へ、

- 電気 …………… 沖縄電力 電話 \_\_\_\_\_ 営業所 電話 \_\_\_\_\_
- 水道 …………… 電話 \_\_\_\_\_
- ガス …………… 電話 \_\_\_\_\_

●ゴミは指定日に指定の場所へお出し下さい。

- 燃えるゴミ 毎週 回 曜日の朝・夜
- 燃えないゴミ 毎月・毎週 回 日の朝・夜

**事務所費**

琉球不動産協会